

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員労働組合の悪質なオルグ活動に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員労働組合（職員団体）による悪質なオルグ活動

2 質問の要旨

1. 毎春、新人職員のオリエンテーションの合間、休憩時間の際にまだ右も左も分からない新人職員に突然勧誘（いわゆるオルグ）を行い、その場で組合に加入させる例があると聞くが許可をとっているのか。
2. 労働組合とはいえ、一応は先輩職員によって勧誘されることは、上下関係も心理的にあり、断われず、入ってしまった職員がいる。意思に反して入ってしまう人もいればオルグの方法について雇用主として是正させるべきでないか。
3. 単純労務職員はともかく、労組法適応外の一般職員への勧誘・オルグについては是正させること、制限するルールを設けることは法理上は可能でないか。
4. 市長はオルグ活動について意思に反して加入する若手職員がいることを是とするのか、否か。その理由は何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ④

（理由：決算等の認定可否に於いて必要な為、速やかな答弁を頂きたい。
最終本会議よりも前にはお願いしたい。）